

GMO MARS DMP サービス利用規約

第1条 (適用)

- GMO NIKKO株式会社 (以下「当社」といいます) は、GMO MARS DMP サービス利用規約 (以下「本規約」といいます) に基づき、当社が管理運用する GMO MARS DMP (Data Management Platform) (以下「本サービス」といいます) の契約者 (以下「契約者」といいます) に対して、本サービスを提供します。
- 当社が適宜定めた通知手段を用いて、随時、契約者に対して通知される諸規定は、本規約の一部を構成するものとし、契約者はこれを承諾するものとします。
- 本規約は、本規約に関連する申込書及び個別契約書等 (以下「申込書等」といいます) による契約に適用されます。但し、本規約の規定と申込書等の規定が相互矛盾する場合は、別段の定め無き限り、申込書等の規定が優先するものとします。

第2条 (定義)

本規約に用いる用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- 「タグ」とは、ウェブページまたは javascript タグをいいます。
- 「ウェブページ」とは、画像をウェブページに埋め込むことで閲覧したという情報を収集するための仕組みをいいます。
- 「javascript タグ」とは、ウェブページ閲覧状況を取得することを目的としてウェブページに設置される javascript および HTML のコードをいいます。
- 「cookie」とは、ウェブブラウザを通じて訪問者のコンピュータに一時的にデータを書き込んで保存させるシステム又はこれにより書きこまれるデータのことをいいます。
- 「cookie 情報」とは、cookie に関連付けて保存される属性情報をいいます。
- 「リファラ」とは、ウェブページ訪問者が当該ウェブページを訪れる際に辿ったリンク元のページまたはその URL をいいます。

第3条 (本契約の締結)

- 本サービスの利用契約 (以下「本契約」といいます) は、契約者が本規約の内容に同意し、記名押印した書面 (本サービスの利用申込にかかる意思表示を示す書面) を当社が定める方法により当社に提出し、それに対して当社が承諾を行った時点で締結されるものとします。
- 本契約は、本規約の各条項が共通に適用されるものとし、本サービスの利用は、前項に定める本契約締結後、別途当社が指定する「本サービス開始日」をもって開始するものとします。

第4条 (申込の拒絶および契約解除)

- 本サービスの利用申込者が第3条により本契約の申込を行った場合、当社は申込者の申込に対して審査を行います。
- 当社は契約者の申込が次の各号に該当する場合には、本契約を承諾しない場合があります。
 - 当該申込に係わる本契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - 本規約に付随する申込書等に虚偽の事実を記載していることが明らかになった場合
 - 本サービス事実上の秘密を調査する目的で契約を行おうとしていると当社が判断した場合
 - 申込者が日本国内に登記がない場合
 - 申込者が過去に本規約違反等により、契約者の資格の取消しが行われている場合
 - その他、当社が本契約の締結を適当でないと判断した場合
- 当社は、本契約締結後であっても、契約者が前項各号に該当する事実が判明した場合、何らの通知催告を要せずに直ちに本契約を解除できるものとします。また、本契約が解除された場合、契約者は、本サービス、構成部分、ドキュメント、ならびにその一切の複製物を破棄、コンピュータの記憶媒体上から完全に消去しなければならず、使用を継続することができません。その際、当社は契約解除によって発生した損害を一切賠償しないことを契約者は承諾するものとします。

第5条 (本サービスの提供)

- 当社は、契約者が保有・管理するウェブサイトのうち、契約者が本サービスの利用対象として当社所定の方法により申込み、当社が承諾したウェブサイト (以下「対象サイト」という) に対し、本サービスを提供します。
- 当社が提供する本サービスの内容は次の各号の全部または一部とします。
 - 対象サイト訪問者の行動解析
 - 広告配信等
- 当社は、契約者と合意した場合、別途合意した方法及び頻度で前項のサービスにかかる成果物を契約者に納入します。
- 契約者は、本契約において、広告効果、宣伝効果等の本サービスによる成果が保証されるものでなく、また、本サービスが契約者の特定需要を満たすものでないこと、第三者権利侵害を含む一切の明示または暗示的保証はしないことにつき同意するものとします。

第6条 (機能・料金プランの変更)

本規約の内容のうち、提供する機能・料金等のプランの変更は、書面・電子メール等の当社が指定する方法によるものとします。

第7条 (成果物の取扱)

- 契約者は、本規約に基づき本サービスを通じて成果物を受領した場合、直ちに、成果物の瑕疵の有無を確認するものとします。なお、本契約における瑕疵とは物理的な瑕疵に限るものとします。
- 成果物に瑕疵がある場合は、契約者は成果物を受領した日から三日間以内に、当社に対して当該瑕疵があった旨の報告を行うものとします。
- 成果物に瑕疵がある場合で、契約者から前項に定める期間内の報告がなされ当社が必要と判断したときは、当該仕様等の変更に対応するために必要な修正等の対応を合理的範囲内で行います。但し、当該瑕疵の修正に過大な費用を要する場合は、当事者間別途協議の上対応を決定するものとします。
- サービス仕様等の変更起因する成果物の瑕疵があり、本条に定める期間内の報告がなされない場合でも、当社が必要と判断したときは、契約者の請求に基づき当社は成果物等の瑕疵の修正等を行うことがあります。この場合、修正等に必要なる費用を契約者が負担する場合があります。

第8条 (契約者の作業等)

- 契約者は、本サービスの提供を受けるにあたり、次の各事項を実施するものとします。
 - 当社が発行するタグを対象サイトに設置すること
 - 当社の求めに応じて、対象サイトに関する各種情報の提供
 - 対象サイトにおいて第9条第1項各号の情報を取得することについて、対象サイトの利用規約・プライバシーポリシー等における適切な表示
 - 対象サイトの利用者から、第9条第1項各号の情報の取得について必要な同意の取得
 - その他対象サイトへの本サービスの導入に必要な協力
- 契約者は本サービスを利用するにあたって、自らの費用で必要な設備等を用意するものとします。

第9条 (cookie 情報の取得)

- 契約者は、本サイトの訪問者が利用する端末機器上に保存される cookie に関連付けて、次の各情報が当社が取得することに同意するものとします。
 - アクセス日時
 - アクセス URL
 - リファラー URL
 - アクセス元の IP アドレス
 - サイトタイトル
 - ブラウザの種類
 - ブラウザの言語設定
 - ID (利用しているブラウザに一意の ID 番号)
- 当社が、対象サイトの訪問者に対し広告配信等を行う場合、契約者は当該広告配信等について、cookie 情報が利用されることにつき、対象サイト利用者の適切な同意を得るものとします。

第10条 (会員情報の提供)

契約者は、当社に対し、本サービス遂行のため、契約者が保有する会員情報のうち、契約者及び当社が本サービスにおいて利用することに同意した情報 (以下「本件会員情報」という) を提供するものとします。

第11条 (情報の管理等)

- 当社は、契約者から受領した第9条第1項に定める cookie 情報、前条に規定する本件会員情報及びこれらから派生する情報 (これらをまとめて、以下「本件情報等」という) を責任を持って管理します。
- 当社は、本件情報等を契約者に対する本サービスの提供のためのみに使用するものとします。
- 当社は、本件情報等について契約者から削除の要請があった場合、会員情報に関しては当該要請があった日から5営業日以内に、その他の情報に関しては一定期間経過後に削除します。また、当社は、本サービスが終了した場合、本件情報等のうち、会員情報に関しては本サービスが終了した日から5営業日以内に、その他の情報に関しては一定期間経過後に削除します。
- 本条の定めにかかわらず、当社及び当社の親会社並びにこれら関係子会社は、契約者の許諾をもって本件情報等を自らの事業 (マーケティング活動、コンサルティング活動、営業活動等を含みますがこれに限らない) に用いることができるものとします。なお、当社及び当社の親会社並びにこれら関係子会社は、本件情報等に個人情報が含まれる場合、個人情報を削除して用いるものとします。

第12条 (利用料の取扱)

- 当社は契約者に対し、本サービス利用当月末日をもって当月における本サービスの利用料金 (以下「本サービス利用料」といいます) を締め、本サービス管理画面、電子メール又は書面により、契約者に報告します。
- 契約者は、本サービス利用当月の翌月末日までに、当月の本サービス利用料を、当社指定の金融機関口座宛に振り込むものとします。なお、利用月における本サービスの利用が1ヶ月に満たない場合、当該利用月における月額利用料は、日割り計算するものとします。
- 本サービス利用料の支払いにかかる費用 (振込手数料を含みますがこれに限りません) は、契約者の負担とします。
- 契約者は、本サービス利用料その他の債務 (延滞利息を除きます) について支払期日を経過してもなお支払がなされない場合、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.6%の割合で算出した額を、遅延損害金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第13条 (付帯サービス料)

契約者は、本サービスの利用にあたり、オプション料金が発生するサービスを利用した場合、その対価として、別途オプションサービス利用料 (初期費用及び月額利用料) を当社に支払うものとします。

第14条 (ID・パスワード等の管理)

- 契約者は本サービスを利用するための接続アカウント等のログイン ID、パスワード等 (以下「ID等」といいます) の管理について責任を持つものとします。
- 契約者は、ID等を第三者に使用させ、貸与し、譲渡、または担保の目的に供してはならないものとします。
- 契約者の過失の有無にかかわらず、これらが第三者に使用されたことにより当該契約者に生じた損害については、当社は何ら責任を負わないものとします。

第15条 (契約者の氏名等の変更)

契約者はその氏名、名称、住所あるいは料金引き落とし口座の利用に関する事項に変更があったときは、速やかに当社が指定する方法をもってその旨を当社に通知するものとします。

第16条 (法人契約上の地位承継)

- 契約者である法人及び団体等の契約者の地位が継承された場合、当該契約を継承した法人または団体は、速やかに書面によりその旨を当社に通知しなければならないものとします。また、合併等で契約者たる法人及び団体等が登記上の地位継承者と認められない場合、契約を一旦解除し、必要に応じ契約の再締結を行います。
- 第4条 (申込の拒絶および契約解除) の規定は前項の場合についても準用します。

第17条 (サービス提供の中止)

- 当社は、次の各号に掲げる何れかの事由に該当する場合、本契約に基づく本サービスの提供を中止することがあります。
 - 当社が使用する電気通信設備(サーバー等を含みます)のメンテナンス上または工事上やむを得ないとき
 - 当社が使用する電気通信設備(サーバー等を含みます)に障害が発生したとき
 - 第29条の規定によるとき
 - 電気通信事業者または電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより本サービスの提供が困難になったとき
- 当社は前項各号の規定により本サービスの提供を中止するときは事前にその旨を契約者に当社の提供する手段によりその旨を通知します。ただし緊急の場合には、事前の通知なく中止できるものとします。
- 当社は、本条第1項各号に定める事由により本サービスの提供が中止されたことにより契約者に生じた損害につき一切責任を負いません。ただし、当社の故意又は重過失による場合を除きます。

第18条 (知的財産権の帰属)

本サービスの提供に伴い当社が提供する本サービスに関するシステム、プログラム、画面表示、レイアウト、並びにその他の表示についての発明、考案及び創作等に関する知的財産権(著作権、商標権、特許権、実用新案権及び意匠権を含み、これらに限らない)は、全て当社又は当社に許諾を与えた第三者に帰属するものとし、契約者は、これらの権利を当社の事前の書面による承諾なく使用できません。

第19条 (秘密保持)

- 契約者及び当社は、本契約の履行の過程で、又は本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報(トレードシークレットやノウハウを含むあらゆる技術情報、取引情報、ビジネス情報及び当社若しくは契約者が特に秘密保持対象として指定した情報を指し、その複製物及び電磁的記録を含むものをいいます。)を、善良な管理者の注意を払って秘密として厳重に管理しなければならないものとします。また、契約者及び当社は、当該秘密情報の保有者である相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に対して当該秘密情報を開示・漏洩しないものとし、かつ、本契約における義務の履行又は権利の行使に必要な場合を除き、方法及び目的を問わず利用しないものとします。ただし、法令又は裁判所や国家機関の命令による開示等やむを得ない事由に基づき開示する場合は、相手方に対して速やかに通知を行うものとします。
- 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、前項の適用を受けないものとします。
 - 開示を受けた時に、既に公知である情報
 - 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
 - 開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報
 - 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報
 - 相手方の秘密情報を使用又は参照することなく独自に開発した情報
- 契約者は、本契約終了後、速やかに秘密情報の利用を終了し、相手方へ返還又は廃棄するものとします。
- 相手方から開示された秘密情報にかかる一切の権利は開示を行った当事者に留保され、その開示によって当該秘密情報にかかる特許権又は他の知的財産権の譲渡又は許諾を受けるものではないことを確認するものとします。
- 契約者及び当社は、秘密情報を、本契約に基づく義務の履行及び権利の行使に必要な最小限の範囲で、自己及び業務委託先の最低限必要な役員、従業員並びに弁護士、会計士、税理士等の専門家に開示することができます。

第20条 (損害賠償)

- 契約者又は当社は、本契約履行の過程で自己の責に帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合、直接かつ現実生じた損害について賠償する責を負うものとします。
- 前項の場合、賠償限度額は、本契約に基づき直近3ヶ月間に契約者が当社に支払う対価と同額を上限とします。ただし、当該損害の発生が当事者の故意もしくは重過失による場合はその限りではありません。
- 当社は、理由の如何を問わず、本契約に関連して生じた損害の内、特別事情により生じた損害、逸失利益、派生損害、特別損害、間接損害、付随的損害、懲罰的損害、代替サービスを取得するために要した費用、又はデータの喪失に伴う損害については、契約者に対して一切責任を負いません(事前にかかる損害が発生するおそれがある旨が通知されていた場合でも同様とします)。

第21条 (反社会的勢力の排除)

- 「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
 - 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体
 - 前号の暴力団及びその関係団体の構成員
 - 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの団体又は個人
 - 前各号の一の他、暴力、威力、脅迫的言辭及び詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
 - 前各号の一の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
- 契約者は、次の各号について表明し、保証するものとします。
 - 役員、使用人又は主要な株主が、暴力団、暴力団員、暴力関係企業又はその関係者、その他反社会的勢力ではないこと
 - 反社会的勢力の維持又は運営に協力若しくは関与していないこと
 - 経営に反社会的勢力が関与していないこと
 - 反社会的勢力を利用しないこと
- 契約者は、前項に対する自己の違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。
- 当社は、契約者が第2項の規定に違反した場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 当社は、本条項の適用により相手方に発生するあらゆる損害に関して、一切の責を負わないものとします。

第22条 (契約期間)

- 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間経過した日が属する月の末日までとします。ただし、契約満了日の1ヶ月前までに契約者から契約終了の申し出がない

場合、本契約は同一条件において1年間自動更新されるものとし、その後も同様とします。

- 申込書等で前項と異なる定めをした場合には、その定めが本条の定め優先するものとします。

第23条 (契約者への通知)

当社は、郵送、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により、契約者に随時必要な事項を通知し、それにより効力が発生するものとします。

第24条 (サービス提供の停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約に基づく本サービスの提供を、何ら事前に通知および催告することなくただちに停止することがあります。なお、停止期間中も本サービスの料金は発生するものとします。

- 本契約に基づくサービスの料金、割増金または遅延損害金を支払期限が経過しても支払わないとき
- 契約者において、当社が定める然るべき方法で料金の支払いを行わなかった場合
- 国内外の諸法令または公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
- 当社、他の契約者または第三者の著作権、財産、プライバシーを侵害する場合
- 当社、他契約者または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- 契約者が本条第3号から第5号のいずれかに該当しているとして、第三者から相当の理由を付してクレームがあったとき
- 申込書等に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- 本規約又は申込書等に違反した場合
- その他、当社が契約者として不適当と判断した場合

第25条 (当社による本契約の解除)

- 当社は第24条(サービス提供の停止)の規定により本契約に基づくサービスの利用を停止された契約者が、速やかにその事由を解消しない場合には、本契約を解除できるものとします。なお、その場合であっても、停止期間中の本サービス利用料金は発生するものとし、既に支払われた本サービス料金は返金しないものとします。
- 当社は、契約者が第24条(サービス提供の停止)各号のいずれかに該当する場合で、その事由が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める提供の停止をすることなく、何らかの通知、催告を要せずただちに本契約を解除できるものとします。
- 当社は契約者が次の各号に該当した場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとします。
 - 手形、小切手が不渡りとなったとき
 - 差押、仮差押、仮処分、または競売の申立て、もしくは租税滞納処分を受けたとき
 - 破産、会社更生手続、民事再生手続、その他法的整理手続の申立てを受けたときまたは清算に入ったとき
 - 解散またはその事業の全部、または重要な一部を第三者に譲渡したとき
 - 捜査機関の捜査を受けた場合、又は、その役員、従業員その他関係者が逮捕された場合
 - 相手方の信用を著しく毀損又は喪失したと認められるとき
 - 監督官庁から営業取消し、停止処分を受けたとき
- 第2項又は第3項により本契約が解除された場合は、契約者は当然に期限の利益を喪失し、当社に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。
- 前各項の規定は、当社による契約者への損害賠償請求権の行使を妨げるものではありません。

第26条 (契約者による解除)

- 契約者は当社に対して当社所定の書面、または当社所定のオンライン手続などの、当社所定の方法で申し出ることにより本契約を解除することができます。この場合、毎暦月の初日から最終営業日まで当社に通知のあったものについては翌月の末日に、本契約の解除があったものとします。
- 前項の場合において、その利用中に係る契約者の一切の債務は、契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。
- 本条第1項及び第2項の状況下においては日割り計算は行いません。
- 解除時の料金計算方法は当社が定める方法をもって行うものとします。

第27条 (存続条項)

本契約が契約終了、解除又は何らかの事由により失効した場合といえども、本契約第4条第3項、第6条、第11条第3項、第12条、第14条、第18条、第20条、第28条、第30条の規定の効力は、本契約終了後も有効に存続し、第19条規定の効力は本契約終了後3年間有効に存続するものとします。

第28条 (権利義務の譲渡)

契約者は、本契約に基づく権利及び義務並びに本契約上の地位の全部又は一部を、当社の書面による事前の同意なしに第三者に譲渡し、引受けさせ、又は担保に供してはならないものとします。

第29条 (サービス内容の変更、追加または廃止)

- 当社は、都合により本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができるものとします。この場合は、第23条(契約者への通知)に定める方法により契約者に通知します。
- 当社は、前項の規定により本サービスの廃止をするときは、契約者に対し廃止の1ヶ月前までに当社の提供する手段によりその旨を通知します。
- 当社は、前二項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止によって契約者に生じた損害につき、何ら責任を負いません。

第30条 (準拠法・合意管轄)

本契約は日本国法に準拠するものとします。また、本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成26年11月1日策定

平成28年10月20日改定

GMO N I K K O株式会社